

# 第 191 回

## 静岡県都市計画審議会

### 議 事 録

と き 令和 7 年 12 月 11 日（木） 午後 1 時 30 分から

ところ 静岡県庁西館 4 階第一会議室

午後1時30分開会

○**司会** 定刻となりましたので、ただ今から、第191回静岡県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の司会を務めます、都市計画課の山下と申します。よろしく願いいたします。

本日の審議会には委員23名中、17名の出席をいただいております。

後ほど、途中参加される方が1名おりまして、計18名の方に出席いただくこととなっております。

これにつきましては、静岡県都市計画審議会条例第5条第1項で定める定足数に達しておりますので、その旨報告をいたします。

初めに、交通基盤部長の高梨より御挨拶を申し上げます。

○**高梨交通基盤部長** 皆さんこんにちは。静岡県交通基盤部長の高梨でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、県庁までお越しいただきまして、この会に御出席いただきましてありがとうございます。

それから今回の審議会から新たに委員を就任される方々におかれましては就任の依頼を快くご承諾をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

現在の社会経済情勢は、物価高騰、それからアメリカの関税政策などの影響により見通すことが大変難しい状況となっております。

そうした厳しい状況下で、県では現在次年度の予算編成を行っているところでございます。こうした中の交通基盤部としましては、激甚化頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機への対策、これが喫緊の課題でございまして、県民の安全安心の核に関わることでもあることから、財政状況を踏まえつつもしっかりと進めていくことが重要であると考えております。

都市計画におきましては、コンパクトなまちづくりに引き続き取り組むことで、利便性の高い住環境や働きやすさなどで満足度を向上させ、都市の再生および活性化を目指してまいります。

この審議会は都市計画にかかる知事の諮問事項について調査審議いただく場ではありますが、都市計画が都市の将来を決定するとともに住民の生活に密接に関与するものですので、専門的な検討を実現するため、各分野から本日お集まり

いただいているところでございます。

本日の議案は都市計画区域マスタープランの変更、それからこれに関するものが18件ございます。区域マスタープランは、今後の都市計画、まちづくりの将来像を示すものですので、皆様の御幅広い御見識に基づく御意見を本日いただきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に、人口減少やDXの普及・広がり等による人々の生活様式の変化といった社会情勢に対応し、県民が豊かで安全安心な暮らしを実感できる持続可能な都市の実現に向けまして、委員の皆様には引き続き御指導、御支援をお願いいたします。簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。今日はよろしくお願い申し上げます。

○司会　続きまして、委員の異動について御報告いたします。配布しました資料のうち、委員名簿をご覧ください。

まず、学識経験のある者についてです。任期満了に伴う改正により、今回新たに、経済分野の委員に馬瀬和人様、農業分野の委員に鈴木緑様、福祉分野の委員に佐野晋様に御就任いただきました。

なお、鈴木委員は本日はWebにより参加いただいております。また、濱田六法様、森本章倫様、亀井暁子様、増田恭子様には、委員に再任をいただきました。

なお、亀井委員は、本日所用により欠席です。

続きまして、県議会の議員として、土屋源由様、良知淳行様、増田享大様に、新たに御就任いただきました。また、宮沢正美様、阿部卓也様、早川育子様には引き続き委員に御就任いただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、増田委員は所用により途中入室される予定です。

次に、市町の長を代表する者として、静岡県市長会会長で、三島市長の豊岡武士様、静岡県町村会会長で、西伊豆町長の星野浄晋様に新たに御就任いただきました。

なお、両委員は本日、所用により欠席です。

次に、市町の議会の議長を代表する者として、静岡県市議会議長会会長で、磐田市議会議長の鈴木喜文様、静岡県町村議会議長会会長で、吉田町議会議長の増田剛士様に新たに御就任いただきました。

なお、両委員は本日所用により欠席です。

続きまして、関係行政機関の職員の新任委員を御紹介いたします。中部地方整備局長の森本輝様です。本日は、沼津河川国道事務所長の藤浪様に代理出席いただいております。

次に、関東農政局長の菅家秀人様です。本日は、農村計画課長の野中様にWebにて代理出席いただいております。

次に、臨時委員の新任委員を御紹介します。東海財務局静岡財務事務所長の小田川浩二様です。本日は、管財課長の坂下様に代理出席いただいております。

次に、関東経済産業局総務企画部長の田中慈和様です。本日は、企画調査課総括係長の中村様にWebにて代理出席いただいております。

次に、静岡県警察本部本部長の久田誠様です。本日は、交通規制課長の釈尾様に代理出席いただいております。

また、中部運輸局長の中村広樹様には引き続き委員に御就任いただいております、本日は静岡運輸支局長の小川様に御出席いただいております。

続きまして、審議会の幹事につきましては、委員名簿裏側の幹事名簿に記載のとおりでございます。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の会議で使う資料について、確認をいたします。

委員の皆様には、電子データが入ったタブレットを1人1台ずつ用意しております。

このタブレットには、タブレットの画面上に、6つのPDFファイルがございます。御覧いただけますでしょうか。

左上から薄緑表紙の「提出議案」、隣の赤色表紙の「提出議案附図」、その下の青色表紙の「提出議案資料」、その隣の無着色の「共通説明資料①」、その下の「共通説明資料②」、最後に、黄色い表紙の「報告資料」となっております。

ここでタブレットの操作方法について説明いたします。表示されている電子ファイルを1回タップしていただきますと、しばらくするとファイルが開きます。そのファイルが開いた状態で、1回タップしていただきますと、画面下にページのバーが出てまいります。これを活用していただいて、見たいページに移動していただきたいと思っております。

また、画面を横向きにしていただいたときに、右上にあります「並べて表示」

というボタンを押していただきますと、二つのファイルを並べて表示することができます。もし使い方がわからない場合には、周りに職員がおりますので、お声掛けください。

また本日はお手元に紙の資料を用意しておりますので、必要に応じ、お使いください。

ここで申し訳ありません。紙で配布しました資料について一部訂正がございますので、御説明いたします。

インデックスの番号で4 説明①と書かれている「共通説明資料①」についてでございます。

その鑑にある、第3号議案、第5号議案の名称の順番が逆になっておりました。正しくは、第3号議案が御殿場小山広域、第5号議案が東駿河湾広域となります。

同じくインデックスの5、説明資料②「共通説明資料②」についてでございますが、これにつきましても、第4号議案と第6号議案の名称の順番が逆になっており、正しくは、第4号議案が御殿場小山広域、第6号議案が東駿河湾広域となります。大変申し訳ありません。

幹事の皆様には、あらかじめ送付しました電子データの資料を各自の端末にて御覧くださいますようお願いいたします。なお、資料を説明する際には、会場のモニター画面にも表示をいたします。

次に、本日の審議会の開催方式についてです。本日はオンラインZoomで参加されている委員の方がおりまして、Webとの併用の会議となりますので、御承知おきください。

次に、発言方法について御説明いたします。会場内の委員の方は、発言する際は、挙手をしていただき、議長を務める会長に指名された後、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを用いて発言してください。

オンライン出席の委員の方は、Zoomアプリの挙手機能を使用して挙手いただき、議長・会長から指名された後に、ミュートを解除してはっきりとした口調で御発言ください。

なお、発言が終わりましたら、手を下げるボタンを押していただき、発言時以外はミュートの設定により、マイクをオフにしておいてください。

御協力をお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてです。本日の審議会は公開とし、後日、議事録を公表いたしますので、御了承ください。

ここで、今回の審議会は、本年10月16日に学識経験者の委員が改選されて以来、初めての審議会でございますので、会長の選出を行います。

なお、議事の都合上、会長が選出されるまでの間、静岡県交通基盤部長の高梨が進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

○高梨交通基盤部長 交通基盤部長の高梨でございます。しばらく進行役を務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長の選出方法につきまして、事務局から説明願います。

○日野原都市計画課長 都市計画課長の日野原と申します。座って説明させていただきます。よろしくお願い致します。

お手元に紙で配布している資料のうち、「静岡県都市計画審議会条例」というものが後ろの方に付いていると思います。そちらを御覧ください。

本条例の第4条第1項におきまして、会長は、第2条第2項第1号に掲げる者、つまり、学識経験のある者として任命された委員の中から選挙により定めることと規定されております。

次に、今の資料の裏面を御覧ください。「静岡県都市計画審議会運営規程」になります。本運営規程の第2条第1項に会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とすると規定されており、また、同条第3項には、審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができると規定されております。

以上でございます。

○高梨交通基盤部長 ただいま会長の選出につきまして事務局から説明がございましたが、どなたか御意見はございますでしょうか。

濱田委員お願いします。

○濱田委員 会長の選出方法につきましては、過去の事例によりますと、指名推選により行われているようですので、委員皆様の御了解がいただければ、指名推選でよろしいかと思っております。

また、会長につきましては、当審議会のこれまでの慣例として、都市計画分野、

または経済分野の委員の方が会長に就任されていること、前期も会長を務められた森本委員が引き続き委員に就任されたことから、森本委員を会長に推薦したいと思えます。

○高梨交通基盤部長 はい、ありがとうございます。ただいま濱田委員から、会長の選出方法について、指名推選で行うとの御提案がありましたが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議はないものと認められますので、指名推選によることといたします。

また、森本委員を会長に御推薦いただきましたが、森本委員を会長に指名することにつきまして、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議がないものと認められますので、森本委員に会長をお願いしたいと存じます。会長が決まりましたので、今後の議事進行は森本会長をお願いいたします。御協力ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。それでは、森本会長には、会長席の方にお移りいただきたいと思えます。

それではここで、会長から皆様へ一言御挨拶をお願いいたします。

○森本会長 ただいま会長に推選されました早稲田大学の森本でございます。大変重責の役割だと認識をしております。

私が静岡県の都市計画審議会に初めて委員として参画したのが2017年度でございます。

早8年間という長い月日が流れてきたわけでございますけれども、この間、都市計画に関わる様々な問題が発生しました。

一番大きなのは人口減少社会がさらに進んで、コンパクト・プラス・ネットワークという国が掲げたものをより一層強く推進していくということが顕著になったということでございます。また、コロナを経て、デジタル技術を活用したまちづくり、俗にスマートシティと呼んでいますが、スマートシティに関わるような話も都市計画の中で議論をするようになりました。あるいは、近年は自動運転技術も大変注目されていて、アメリカや中国は既にレベル4の自動運転車両が

お金を取って走るようになっていきます。

日本としても、ぜひこれにキャッチアップする必要があり、静岡県内のいくつかの自治体で自動運転の社会実験等々も始まっています。

新しい技術を使ったまちづくりというのも大変重要な視点でございます。こういった新しいまちづくりに向けて、この静岡県において日本の中で最先端のまちづくりが進むように、私も微力ですけれども全力でお手伝いをしたいと思っております。

都市計画審議会は従来から大変重要なテーマを議論する場でございます。公正かつ効率的に議事進行を務めていきますので、皆様の御協力をお願いしまして、私の冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。ここで交通基盤部長は所用により退席いたしますので、御了承ください。

○森本会長 それでは議案の審議に先立ちまして、会長代理の選任を行いたいと思います。

最初に会長代理の選任方法について、事務局から説明をお願いいたします。

○司会 はい、説明申し上げます。

配布資料の「静岡県都市計画審議会条例」を御覧ください。会長代理につきましては、本条例第4条第3項により、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされております。以上でございます。

○森本会長 それでは、会長代理を私の方から指名したいと思います。

会長代理につきましては、お一方目は経済分野から就任されました馬瀬委員、それから県議会議員を代表しまして、宮沢委員を指名させていただきたいと思います。馬瀬委員、宮沢委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○馬瀬委員 承知しました。

○宮沢委員 承知しました。

○森本会長 はい、ではお2人には承知をしていただいたということで、ありがとうございます。

○森本会長 それではただいまから次第の「2議案の審議」に入ります。

円滑な議事進行につきまして、改めて皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ます。

それと傍聴される方につきましては、配布しました「お願い」事項の記載事項を守り、会議中は静粛にお願いをいたします。

加えて、今日の議事録署名人でございますが、議長を務める私のほかに、馬瀬和人委員にお願いしたいと思っております。馬瀬委員よろしくお願ひいたします。

本日の議案でございますが、全部で18件ございます。内訳ですが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関するものが8件、区域区分の変更に関するものが8件、臨港地区の変更に関するものが1件、建築基準法の規定に関するものが1件となっております。極めて多くの議案がございますので、効率的に運営をしていきたいと思っております。

それでは、審議会運営規程第7条に基づき、議案についての説明を事務局に求めます。

初めに、第1号議案から第17号議案までの共通する事項を事務局が用意した資料に基づいて、御説明をお願いいたします。

○日野原都市計画課長 改めまして、都市計画課長の日野原でございます。座って説明させていただきます。

本日御審議いただく議案は、都市計画の5年ごとに行う定期的な見直しのうち、線引き都市計画区域の案件でございます。はじめに表紙が緑色の議案書の目次を御覧ください。

都市計画区域ごとに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、区域区分の変更、関連都市計画がある区域はその変更について案件を列記しております。

都市計画法では、まず都市計画区域を指定し、法に基づく基礎調査を行います。次に、その調査、分析に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めることになっております。方針では、市街化区域と市街化調整区域の区分のほか、商業地域や工業地域といった用途地域等の土地利用や、道路、公園等の都市施設の決定の方針を定めることになっております。都市計画の基礎調査は国勢調査に併せ、おおむね5年ごとに行われることから、それに伴い都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は5年毎に定期的に見直しをしております。本県では、

昭和45年に策定してから、9回目の定期見直しとなります。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針という名称は、長いことから、以後の説明では、都市計画区域マスタープラン又は区域マスと表現いたします。

説明の順序ですが、今回の区域マスの変更及び区域区分の変更について、まず、全区域に共通する内容を御説明し、その後、都市計画区域ごとに議案を御説明いたします。

共通説明資料①の2ページを御覧ください。共通事項の説明として、1として、都市計画区域マスタープランについて。2として、区域マス見直しの背景について。3として、都市計画区域マスタープラン見直しについて御説明いたします。

3ページを御覧ください。まず1、都市計画区域マスタープランについてです。

4ページを御覧ください。区域マスは、都市計画区域ごとに、長期的な視点に立った、概ね20年後の都市の将来像とその実現に向けた概ね10年以内の方針を示すものとして策定します。

その内容は、都市計画法第6条の2に定められており、大きく3つの項目で構成しております。

1項目目は「都市計画の目標」で、概ね20年後の将来像として、都市づくりの基本理念や将来市街地像を定めます。

2項目目は「区域区分の決定の有無」及び「区域区分の方針」で、概ね10年以内の市街化の方針を定めます。

3項目目は「主要な都市計画の決定の方針」で、概ね10年以内の方針として、土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市防災などについて、主要な都市計画の決定の方針を定めます。

5ページを御覧ください。県では、静岡及び浜松を除く19の都市計画区域で区域マスを策定しております。このうち、赤で示す8区域は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける、区域区分を定めています。いわゆる「線引き都市計画区域」です。

また、青で示す11区域は、区域区分を定めない、いわゆる「非線引き都市計画区域」です。

なお、緑色で示す、静岡及び浜松の区域マスは、政令市である静岡市及び浜松市が権限を有しております。

6 ページを御覧ください。続いて、区域マス見直しの背景について御説明いたします。まず1点目、人口減少と少子高齢化です。

7 ページを御覧ください。この図は本県の人口と高齢化率の推移で、2020年までは国勢調査の結果、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計データになります。

本県の人口は、2007年の約379万7千人を迎えるまで一貫して増加してきましたが、以降は減少に転じ、2040年には311万6千人になると推計されております。高齢化率は上昇傾向で、2040年には65歳以上の高齢化率は37.2%になると推計されています。

8 ページを御覧ください。背景の2点目、激甚化・頻発化する自然災害です。

この図は、本県における時間雨量50mm以上の降雨発生回数を表したグラフです。1984年から1993年の10年間では時間雨量50mm以上の降雨回数は年平均9.4回でしたが、2015年から2024年までの10年間では年平均15回に増加しました。

9 ページを御覧ください。本県における土砂災害発生状況です。

平成17年から平成26年までの10年間では土砂災害の発生件数は年平均48件でしたが、平成27年から令和6年までの10年間では年平均70回に増加しました。

これらのことから、気候変動による水災害、土砂災害リスクは今後ますます高まるものと想定されます。

10 ページを御覧ください。背景の3点目、災害ハザードへの対応です。

左の図は、現在公表されている国及び県管理河川の洪水浸水想定区域と、都市計画区域を重ねたものです。右の図は、静岡県第4次地震被害想定での津波浸水区域と、都市計画区域とを重ね合わせたものです。

都市計画区域内には様々なハザードがあり、これらへの対応が必要です。

なお、資料左側に記載してありますが、水災害対策プランの策定地区数でございますが、資料では20地区となっておりますが、現在21地区ということですので、すみませんが訂正をお願いいたします。

11 ページを御覧ください。背景の4点目、交通ネットワークの整備です。

本県では、東名高速道路及び東海道新幹線という東西方向の交通ネットワー

クが新東名高速道路により機能向上し、さらには中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道など南北方向の交通ネットワークの整備が進んでおります。

12ページを御覧ください。このような社会情勢の変化など、本県を取り巻く状況を踏まえて、今回の区域マスの定期見直しに先立ち、令和5年3月に静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針を改定いたしました。

この方針では、県全体に共通する今後の都市づくりの基本理念と目標を設定しており、これを基にそれぞれの区域マスを策定することとしております。

13ページを御覧ください。続いて、都市計画区域マスタープランの見直し内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。今回の区域マス見直しの主なポイントは4点あります。1点目は、「策定方針の考え方をもとに、各都市計画区域の目標を設定」、2点目は、「県全体を考え、統一した指標に基づき将来都市構造を整理」、3点目は、「新たな潮流・法改正への対応」、4点目は、「区域拡大に関する県の考え方を明確化」です。

区域マスに記載する順に、前回からの見直し箇所を御説明していきます。

15ページを御覧ください。1都市計画の目標の(1)都市づくりの基本理念に、県が目指す集約連携型都市構造、新たな技術について、全区域統一で記載しました。

16ページを御覧ください。同じく、都市づくりの基本理念について、策定方針の考えをもとに、各都市計画区域の目標を設定しました。

①から⑥までの目標については、県全体で基本的な考え方をもとに、各都市計画区域の特性を考慮して設定しております。

17ページを御覧ください。本県が目指す集約連携型都市構造では、都市機能及び居住を集約化する拠点の形成と、拠点間及び拠点と周辺市街地とを連携軸で結ぶこととしていきます。

各都市計画区域の拠点の考え方は、表に示す評価指標等により、広域拠点、都市拠点、地域拠点、生活拠点の4つに整理してまいります。

18ページを御覧ください。連携軸は、担う役割に応じて、広域連携軸、都市連携軸を配置してまいります。

広域連携軸は、県内外や県内の広域拠点間を結ぶ骨格的な連携軸です。また、都市連携軸は広域拠点と各都市の都市拠点を結ぶ連携軸です。

19ページを御覧ください。この図は、区域マスの策定方針に定めた県全体の将来都市構造図で、県内3箇所の広域拠点や、これらを結ぶ広域連携軸など、代表的な拠点と連携軸を示しています。

各都市計画区域における拠点と連携軸は、この県全体で統一した考え方に基づいて配置しています。後ほど各議案の中で御説明いたします。

20ページを御覧ください。続いて2項目目、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針についてです。

区域区分については、基礎調査結果を分析・評価した結果、すべての線引き都市計画区域で、これまでと同様に区域区分を定めることといたしました。

21ページを御覧ください。3項目目、主な都市計画の方針についてです。

新たな潮流・法改正への対応、集約連携型都市構造の構築として、立地適正化計画の作状況を踏まえ、住宅地、商業・業務地の配置の方針に、居住誘導区域、都市機能誘導区域に居住等の誘導を図ることを記載いたしました。

22ページを御覧ください。激甚化・頻発化する自然災害への都市計画としての対応について、都市防災に関する方針に、市街地における立地適正化計画や防災指針、流域治水、無電柱化など取り組むべき内容を記載しました。

23ページを御覧ください。集約連携型都市構造の構築、まちづくりに関する新たな技術への対応として、⑤公共交通と土地利用の連携に関する方針や、⑥低未利用地の有効活用に関する方針を追加しました。

24ページを御覧ください。市街化調整区域の土地利用の方針について、激甚化・頻発化する自然災害への対応として、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、安全なまちづくりのために対策を進めていくことを盛り込みました。

25ページを御覧ください。市街化調整区域への市街化区域の区域拡大に関する県の考え方を明確にしました。

工業系市街地の拡大においては、インターチェンジなどへのアクセス性や、一団の土地確保の必要性から、郊外部において確保するのが妥当であるケースもあるため、今後も柔軟に検討することを盛り込みました。

26ページを御覧ください。自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針として、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組を推進することを記載しました。

以上、今回の区域マスの変更について、全区域に共通する変更内容を御説明しました。

○日野原都市計画課長 続いて、区域区分の変更について共通する事項を御説明いたします。共通説明資料②の2ページを御覧ください。

今回は、政令市決定である静岡・浜松を除く8つの線引き都市計画区域にかかる区域区分の変更について御説明します。

3ページを御覧ください。区域区分を定める目的や考え方についてです。

まず、都市計画法第2条都市計画の基本理念として、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定める」とされています。

次に法第7条区域区分として、第1項に、「都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分、すなわち区域区分を定めることができる」とされています。

また、第2項に、「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする」とされています。

さらに法第23条において、国土交通大臣が、県が行う区域区分に関する都市計画の変更に同意しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないとされています。

4ページを御覧ください。ただいま法律の条文で説明した区域区分を、イメージしやすくするため、模式図を用いて御説明いたします。

法第7条第2項の「すでに市街地を形成している区域」は、赤の実線で囲まれた、商業・業務地、住宅及び工業地です。また、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」は、赤の破線で囲まれた住宅地や工業地です。なお、この名称は長いので、以後の説明では、「市街化を図るべき区域」と表現します。

これらの区域は、法第23条第1項に基づき、農林水産大臣との協議が整った範

囲です。

5 ページを御覧ください。区域区分の変更内容について、個別の議案を例示しながら御説明いたします。

左側に、第4号議案御殿場小山広域都市計画区域の区域区分の計画書で、先ほど御説明した右側の模式図との関わりを示しております。

本都市計画区域では、今回、工業系の市街化区域を拡大するため、項目1において、「計画図表示のとおり」と記載し、模式図では「市街化を図るべき区域」の一部、前のページ、4ページの模式図の右上に、波線で一部示してはいますが、個別編入と記載した区域を拡大する変更となります。

6 ページを御覧ください。次に、模式図で赤の太実線で囲まれている、「すでに市街地を形成している区域」について配置する人口は、左側の計画書では、項目2の人口フレームの表の中で、「配分する人口」4万9千人となります。

7 ページを御覧ください。基準年から10年後の2030年における市街化区域内人口は、4万9千5百人と推計され、模式図では赤の太実線で囲まれる「すでに市街地を形成している区域」及び「市街化を図るべき区域」の両方に配置する人口となります。

8 ページを御覧ください。2030年における、市街化区域内に配置する人口4万9千5百人と、既に市街地を形成している区域に配置する人口4万9千人との差である5百人は、保留する人口として、模式図で赤の太実線で囲まれている、市街化を図るべき住宅地の区域に配置する人口となります。

9 ページを御覧ください。次に、模式図で赤の太実線で囲まれている、「すでに市街地を形成している区域」のうちの工業地における工業出荷額は、左側の計画書では、項目3の産業フレームの表の中で、基準年である2020年の工業出荷額12兆5,868億円となります。

10ページを御覧ください。基準年から10年後の2030年における県内工業出荷額は14兆607億円と推計され、模式図で赤の太実線で囲む区域における工業出荷額となります。

11ページを御覧ください。2030年と2020年の県内工業出荷額の差、1兆4,739億円が、模式図で赤の太実線で囲まれている、市街化を図るべき工業地の区域における工業出荷額となります。

12ページを御覧ください。次に、法第23条第1項の国との協議について御説明いたします。

まず、人口フレームについてです。人口フレームの協議は、区域区分の計画書に記載する「保留する人口」について、全県の都市計画区域を対象に協議するものです。

「保留する人口」とは、目標年次である2030年までに、市街化区域として拡大可能な住宅地の適正規模を、人口で表現したものです。

2030年までの拡大可能な住宅地の面積は、右側の図中の計算式のとおり、保留する人口を、目標とする人口密度で割ることによって算出します。

13ページを御覧ください。人口減少とフレームの関係について御説明いたします。

グラフに示すとおり、人口減少が見込まれる中、平均世帯人員の減少により、世帯数は増加する見込みとなっていることから、保留フレームを確保しています。

14ページを御覧ください。次に、産業フレームについてです。

産業フレームの協議は、区域区分の計画書に記載する「県内工業出荷額」について、都市計画区域ごとではなく、全県で協議するものです。

2030年までに拡大可能な工業地の面積は、右側の図中の計算式のとおり、県内工業出荷額の増加分を、敷地生産性、すなわち単位面積あたりの工業出荷額で割ることによって算出します。

15ページを御覧ください。今回の区域区分の変更について、これまで御殿場小山広域都市計画区域を例に説明してきましたが、すべての区域の内容をまとめたものです。

項目2に人口フレームを一覧表にしております。表の下段に示す保留する人口は、御殿場小山広域では5百人でしたが、湖西は百人、浜松3千3百人など各区域ごと保留する人口を設定しております。

次に項目3の産業フレームです。新東名高速道路など、高規格幹線道路の整備の進展により、工業地の適性規模は、都市計画区域より広域の範囲で算定することが適切と考え、県全体で産業フレームを設定しております。

今後の対応ですが、市街化調整区域のいずれかの土地において、面的整備の見

通しや地元合意形成が整った時点で、保留するフレームの範囲内において、改めて国と協議し市街化区域を拡大することになります。

本日の全議案の内容のうち、共通する部分の内容の説明は以上です。

各都市計画区域の議案につきましては、このあと個別に御説明し、御審議いただきますが、ここまでの共通内容につきまして御質問をお受けします。よろしくお願いたします。

○森本会長 説明ありがとうございました。ただいま共通事項について御説明をいただきましたが、皆様の方から御質問、御意見ございますでしょうか。

特に無ければ私の方から一点確認ですけど、先ほどのスライドの13ページで御説明あった内容で、「人口自身は減少するが、世帯数は増加傾向にあるので」という説明で、今回この保留の人口も含めて人口フレームを設定されておられます。一方でいずれ世帯数自身も今後減少の方向に向かうということは確実視されている中で、人口フレームについて今、県が提案されたように設定されたことについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○日野原都市計画課長 はい、御説明します。

共通説明資料②の13ページのグラフを御覧ください。

会長の御指摘のとおり、市街化区域内の世帯数について2020年から2030年の間に増加するということではございますけれども、今後の人口減少を考慮すると世帯数も減少に転じるということは考えられます。世帯数が減少に転じた場合、人口フレームを設定するという事は非常に難しくなると考えております。

また、共通説明資料①の14ページを御覧ください。

下段に区域拡大に関する考え方として、「人口減少下で集約連携型都市構造の構築において今後は区域区分の変更を伴う大規模な住宅系市街地の拡大は原則行わない」ということを、ここで示しております。

一方で、災害ハザードエリアからの移転など、市街地内の新たな住宅地の必要性なども考えられますので、今後はこのような土地利用の見通しを総合的に勘案して、区域区分の設定を考えていくというふうに考えております。

以上でございます。

○森本会長 はい。ありがとうございます。

事務局の説明でトータルとしては今のような御説明になるんですが、地域ご

とに防災性の観点からきめ細かい設定をしていくということと、県土全体としてはコンパクト・プラス・ネットワークをより進めていくというふうに理解しましたが、よろしいでしょうか。

○日野原都市計画課長 その通りです。よろしく申し上げます。

○森本会長 そういうことでございます。

そのほかございますでしょうか。

特になければ、それぞれの議案についての審議の方に入りたいと思います。

最初第1号、第2号議案、田方広域につきまして一括して上程をいたしますので、事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 それでは、第1号議案の田方広域都市計画における区域マスの変更及び第2号議案の区域区分の変更について、一括して御説明します。

はじめに第1号議案ですが、議案書は1ページから24ページまでになります。

議案書の4ページ、及び表紙がピンク色の「提出議案附図」の2ページを御覧ください。

附図は、本区域の将来市街地像図になります。

伊豆の国市及び函南町の1市1町で構成される本区域は、静岡県東部の伊豆半島の北部に位置し、富士箱根伊豆国立公園に指定されている山地から丘陵地にかけて広がる森林緑地や、一級河川狩野川などの豊かな自然資源を有し、温泉や世界遺産に登録された韮山反射炉などの歴史文化資源は、観光資源としても活用されています。

また、東京から100km圏内という首都圏に近い優位性を有するとともに、伊豆半島への玄関口に位置し、新東名高速道路、東名高速道路に接続する国道1号や国道136号、JR東海道新幹線、JR東海道本線に接続する伊豆箱根鉄道駿豆線などが本区域の交通体系を構成しています。

近年においては、ファルマバレー関連産業の集積が進むなど、魅力ある地域づくりや、力強い経済の再生と発展に向けた施策が展開されています。

さらには、世界遺産に登録されている韮山反射炉や、伊豆半島ジオパークなどによる、インバウンドを始めとした観光・レクリエーション需要や、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進や産業の国内回帰の進展などを背景とし

た新たな産業の振興などが期待されるため、多様な交流のもとに伝統・歴史・文化を育み、本区域の特徴である自然環境と都市的環境が融合された都市づくりが求められます。

これらを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

議案書の5ページを御覧ください。策定方針の目標を基に、上段にあります6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案附図の2ページを御覧ください。本区域の将来像として、伊豆長岡駅周辺、函南町役場周辺を赤色破線丸印で示します都市拠点として配置しました。

また、函南駅周辺、韮山駅周辺、田京駅周辺、伊豆の国市役所周辺をオレンジ色破線丸印で示します、都市拠点を補完する地域拠点として配置しました。

交通軸として、南北方向では、国道1号、国道136号、国道414号、伊豆箱根鉄道駿豆線を、東西方向では、JR東海道本線、県道熱海函南線等を配置しました。

その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸により連携した集約連携型都市構造を目指します。

第1号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きます。第2号議案の、田方広域都市計画区域区分の変更について、御説明します。議案書は25ページから28ページまでになります。

議案書の26ページを御覧ください。区域区分の変更定める事項は、市街化区域及び市街化調整区域の区分と、人口フレーム、産業フレームを設定することです。

本区域の区域区分については、現状の市街化区域から変更なしとしています。また、人口フレーム等につきましては、先ほど説明したとおりです。第2号議案についての説明は、以上です。

なお、両案件につきましては、本年10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、区域マスの案に対し、1通の意見書の提出がありましたので、意見の要旨及びそれに対する県の対応方針につきまして御説明します。

議案書の16ページを御覧ください。「3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針」、「②主要な施設の配置の方針」の2段落目となります。「その他の処理施設」として、伊豆の国市奈古谷地区に伊豆の国市韮山リサイクルプラザを配

置する。火葬場として、伊豆の国市韮山多田地区に伊豆の国市斎場を配置するの記載に対する意見です。

表紙が青色の公聴会・意見書に係る資料35ページを御覧ください。意見要旨を御覧ください。

「伊豆の国市韮山リサイクルプラザ、伊豆の国市斎場は、既に完成していて運用が開始されているので、削除すべきである。」との意見です。

意見への対応方針としましては、既に運用が開始している施設も、将来に渡って当該場所で運用される必要があります。このため、その他の都市施設の配置の方針には、既に運用している施設と新たに設置する施設を本区域に配置すると記載するとしておりますので、本案のとおりで支障ないと考えています。

なお、都市計画原案に対する意見を述べる公聴会においても同様の趣旨の御意見をいただいております。

このほか、伊豆の国市及び函南町からは、本案が市町の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

第1号議案及び2号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○森本会長 はい、ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして皆様の方から御質問、御意見をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、土屋委員、お願いします。

○土屋委員 それでは、一つ質問させていただきます。

自然災害が激甚化、頻発化しているということで、現在の県全体の目標として大規模な自然災害に対応できる都市づくりを掲げていると説明がございました。その中で田方広域都市計画区域においては、狩野川やその支川の狩野川への合流部を中心に大雨の際に度々浸水被害が発生しています。このような水害が発生している状況に対して都市計画区域マスタープランにはどのような記載がされているのか伺いたいと思います。

○日野原都市計画課長 はい。お答えいたします。

委員御指摘の通り、本区域は浸水被害が度々発生している狩野川水系にあり、都市づくりにおいても、防災面での取り組みが重要と考えております。

議案書の11ページを御覧ください。3)市街地の土地利用の方針、④に、都市

防災に関する方針を記載しており、災害ハザードエリアの土地利用の見直しや、立地適正化計画による居住の誘導、防災指針の作成実践、事前復興まちづくり計画の策定、流域治水の推進など、災害に強い安全なまちづくりに向けた総合的な対策に取り組むとしております。

あわせて、河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域については、関連機関と連携し、地域防災力の向上を図るとしております。

また、議案書の15ページを御覧ください。上から8行目になります。

下水道及び河川の整備の方針といたしまして、浸水被害の防止、軽減を図り、安全で安心な都市活動が確保できるよう、河川整備計画などに基づき、計画的な河川改修を推進することとしておりまして、浸水被害に対する本区域の治水対策の方針について記載をしているところでございます。以上です。

○森本会長 そのほかにいかがでしょうか。

特にないようですので採決に移りたいと思います。第1号議案及び第2号議案につきまして原案を了承することに異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい異存がないようですので、第1号議案及び第2号議案については原案を了承することといたします。

続いて次に第3号議案及びこれに関連する第4号議案並びに第18号議案を一括して上程をいたします。最初に事務局から説明を求めます。

○日野原都市計画課長 それでは、第3号議案の御殿場小山広域都市計画における区域マスの変更、第4号議案の区域区分の変更及び第18号議案の用途白地地域の建築形態規制の変更について、関連する案件ですので一括して御説明します。

はじめに第3号議案ですが、議案書は29ページから55ページまでになります。

議案書の32ページ及び議案附図の4ページを御覧ください。

御殿場市及び小山町の1市1町で構成される本区域は、静岡県東部に位置し、古くから日本の東西交通軸の要衝にあり、現在も東名高速道路、新東名高速道路、国道246号に加え、国道138号、国道469号及び東富士五湖道路によって中央自動車道とも連絡し、交通拠点性の高い地域です。今後は新東名高速道路、新御殿場インターチェンジから東側の開通が予定されることから、更なる交通

利便性の向上が期待されます。

また、富士箱根伊豆国立公園の中央に位置し、豊かな自然的環境に恵まれるとともに、世界遺産富士山の構成資産である富士浅間神社など優れた景観や文化的資産を有しており、観光・レクリエーションの拠点として、今後も交流人口の拡大が期待されます。

加えて、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」の展開、首都圏と直結し、良好な立地環境を生かして、先端技術産業を中心とする内陸型工業施設や観光レジャー施設などが多く進出しております。

これらを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

策定方針の目標を元に、下段から次のページにかけて記載する6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案附図の4ページを御覧ください。本区域の将来市街地像として、御殿場駅周辺、駿河小山駅周辺を都市拠点として配置しました。

また、富士岡駅周辺、足柄駅周辺を地域拠点として配置しました。交通軸として、東名高速道路、新東名高速道路、国道246号、国道138号、JR御殿場線などを配置しました。その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域の特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸によって連携した集約連携型都市構造を目指します。

第3号議案についての説明は以上です。

○日野原都市計画課長 続きます。第4号議案、御殿場小山広域都市計画区域区分の変更について、御説明します。議案書は54ページから57ページまでになります。

議案附図5ページを御覧ください。本区域では、新たに御殿場市の夏刈南部地区と板妻南地区を市街化区域に編入する予定です。対象の箇所は、資料の赤く着色している箇所です。夏刈南部地区は面積約5.2ha、板妻南地区は面積約24.5haになります。

また、同じく御殿場市の神場板妻線沿線地区を市街化区域から除外する予定です。対象の箇所は、右側の矢印で示す地区で、面積約0.1haとなります。

議案附図6ページを御覧ください。夏刈南部地区及び板妻南地区周辺地域は、東名高速道路、国道246号、国道469号などの広域幹線道路が通るなど、首都圏や周辺都市との交通利便性の高い地域です。

両地区ともに、御殿場市南西部の工業系市街化区域に隣接しており、将来の工業需要に対応する用地の一部として、また、既存の工業団地との一体的な産業拠点の形成を期待された地区として、市街化区域に編入するものです。

議案附図7ページを御覧ください。夏刈南部地区の詳細図になります。

地区の境界につきましては、道路、河川等の地形地物のほか、工場敷地等としております。

議案附図8ページを御覧ください。夏刈南部地区の土地利用計画図になります。開発行為の許可を受け、道路、公園、調整池等は、この図の通り既に完了しています。

なお、用途地域につきましては、御殿場市が工業系の用途地域を指定する予定です。

議案附図9ページを御覧ください。板妻南地区の詳細図になります。

本地区においても、地区の境界につきましては、道路、河川等の地形地物のほか、工場敷地等としております。

議案附図10ページを御覧ください。板妻南地区の土地利用計画図になります。

本地区についても、開発行為の許可を受け、道路、公園、調整池等は、この図のとおり既に完成しております。

なお、用途地域につきましても、御殿場市が工業系の用途地域を指定する予定です。

議案附図11ページを御覧ください。本資料は、神場板妻線の沿線地区の詳細図になります。

本地区について、現在の区域区分境界は現道の市道0253号線の中心線になっていますが、都市計画道路神場板妻線の計画線が市道に沿った線形に変更されることから、区域区分の境界根拠を変更後の都市計画道路神場板妻線中心線として設定し、市街化区域の約0.1haを市街化調整区域へ変更、逆線引きします。

議案附図12ページを御覧ください。神場板妻線沿線地区を拡大したものです。除外される区域は、現状は道路区域となっています。

議案書の57ページを御覧ください。今回の市街化区域編入及び除外により、御殿場小山広域都市計画区域の市街化区域は、約1,705.7haとなります。

第4号議案についての説明は、以上です。

なお、両案件につきまして、本年5月に公聴会開催の公告をしましたが、公述申出はなく、公聴会は開催しておりません。また、10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。

御殿場市及び小山町からは、本案が市町の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

続いて、第18号議案について、建築安全推進課から御説明します。

#### ○富田建築安全推進課長

くらし・環境部建築安全推進課長の富田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第18号議案について御説明いたします。議案書は238ページ、附図は39ページとなります。

第18号議案は、第4号議案で説明のありました逆線引きする神場板妻線沿道地区において、市街化区域の変更に伴い用途地域の指定が外れることから、用途地域の指定のない白地地域として指定し、当該区域における建築物の形態を規制する区域の指定と、その数値を定めるものです。

まず、法律上の根拠について説明いたします。青い表紙の資料60ページを御覧ください。

建築基準法では、日照、通風、採光等の良好な都市環境を確保するため、用途地域の指定のある区域においては都市計画の定めに従い、容積率、建蔽率などの建築物の形態規制をかけています。

一方、白地地域は、容積率等の建築形態規制について特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し都市計画審議会の議を経て定めることとなっております。

御殿場市においては、建築基準法における特定行政庁が静岡県知事であるため、県都市計画審議会の議を経て、静岡県知事が指定を行うものとなります。

概要と指定の考え方について説明いたします。ピンクの表紙の提出議案附図の39ページ、附図No.1を御覧ください。計画図になります。図面上で灰色の斜

線部分が御殿場市の都市計画区域となります。

さらにその中で、着色されている用途地域の指定のある部分を除いた区域が白地地域となっております。今回附議した区域は、附図の下方、拡大図と書かれた部分になります。

次ページ附図No. 2を御覧ください。今回の対象箇所をさらに拡大した図になります。赤い線①から④で囲まれた箇所が新たに白地地域に指定したい区域です。指定に当たりましては、形態規制の数値として、現在、御殿場市の白地地域全域において定めている、容積率200%、建蔽率60%、道路からの高さの制限を勾配1.5、隣地からの高さの制限を31mプラス勾配2.5に定めたいと考えております。

いずれの数値も白地地域における建築形態規制の制限数値としては、一般的な数値となっております。

また、今回の指定により既存不適格建築物が生じることは無く、実態上の支障もありません。

なお、本審議に先立ち、御殿場市がこの内容の原案を縦覧し、意見の募集を行いました。意見書の提出はありませんでした。

御殿場市からは、今回御審議いただく白地地域の建築形態の規制内容について支障はない旨、回答をいただいております。

また、本日欠席されている建築分野の亀井委員には事前説明をさせていただいております。

亀井委員からは今回の指定により近隣の住宅への影響は生じないのかとの御質問をいただきましたが、今回の指定により、既存白地地域にある住宅へ新たに白地地域の形態規制がかかるものでは無く、また、指定する区域は道路内であり、新しい建築物が建築される可能性もないことから、近隣の住宅への影響は生じない旨を回答し、御了承いただいております。

第3号議案、第4号議案及び第18号議案についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森本会長 はい、ありがとうございます。それでは皆様の方から御質問、御意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○阿部委員 阿部卓也です。

4号議案の中の附図の9、10のところで、図面でいうと下の方、多分都市計画道路が真ん中を通っている、ほ場があって、その下、附図9がわかりやすいのですが、河川に向かって谷がだいぶ複雑な地形だと思われれます。ここを工業用地にするのはいいんですが、水の流れを相当変えると思うんですが、大丈夫なのかということだけ確認をします。適地かどうかという確認です。

○日野原都市計画課長 お答えいたします。

先ほど説明させていただいた中で、現状は既に造成の方は終わっているような状況でございます、この図面とは少し違っている状況でございます。その中で、関係機関等と協議しながら調整をしています。附図10ページを御覧いただきますと、河川については、概ね、多少いじってるところがあるかもしれませんが、基本的にはそのまま流れている状況ではございます。

○阿部委員 一言だけ言うと最近の、先ほど来出てますけど、自然災害が激甚化している中で、こういう地形のところは脆弱であるのは、あちこちで見受けられますので、ここは十分に注意をしておくべきエリアかなと思うので、それだけ配慮を今後ともお願いします。

○日野原都市計画課長 了解しました。ありがとうございます。

○森本会長 はい。阿部委員ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決の方に入りたいと思います。

第3号議案、第4号議案及び第18号議案について原案を了承することに異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異存がないようですので第3号議案第4議案及び第18号議案については原案を了承することといたします。

少し長丁場になっておりますので、議事の都合上ここで5分の休憩を取らせていただきたいと思います。再開は2時50分といたしますので、再開時刻までにお集まりください。それではしばらく休憩をとりたいと思います。

時間になりましたので審議を再開したいと思います。

第5号議案及びこれに関連する第6号議案につきまして一括して上程をいたします。事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 それでは、第5号議案の東駿河湾広域都市計画における区域マスの変更と第6号議案の区域区分の変更について、関連する案件ですので一括して御説明いたします。

はじめに第5号議案ですが、議案書は58ページから85ページまでになります。議案書の61ページ、及び議案附図の13ページを御覧ください。

三島市、沼津市、清水町及び長泉町の2市2町で構成される本区域は、静岡県東部地域の中心に位置し、JR東海道新幹線、東名高速道路、国道1号などの交通の利便性と、周辺の駿河湾、富士箱根伊豆国立公園など豊かな自然環境に恵まれた地域特性を生かし、県東部地域の政治、経済、文化の拠点として発展してきました。

近年では、新東名高速道路や東駿河湾環状線、伊豆縦貫自動車道をはじめとする交通基盤の整備や、県立静岡がんセンターを中心としたファルマバレープロジェクトの推進、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の展開、富士山の世界遺産登録、伊豆半島のユネスコ世界ジオパーク認定など、国内外との交流、連携を促進するとともに特色ある地域の発展に向けた施策が展開されています。

これらを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

策定方針の目標を基に、下段から次のページにかけて記載する6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案附図の13ページを御覧ください。本区域の将来市街地像として、沼津駅周辺及び三島駅周辺を大きい赤白の丸印で示します広域拠点として配置しました。

また、下土狩駅周辺及び清水町役場周辺を都市拠点として配置しました。

交通軸として、道路では東名高速道路、新東名高速道路及び国道1号等を配置し、鉄道ではJR東海道新幹線及びJR東海道本線等を配置しました。

その他、地域拠点、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸により連携した集約連携型都市構造を目指します。

第5号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きますして、第6号議案の東駿河湾広域都市計画、区域区分の変更について、御説明します。議案書は86ページから89ページまでになります。

議案書の87ページを御覧ください。本区域の区域区分については、現状の市街化区域から変更なしとしています。

第6号議案についての説明は、以上です。

なお、両案件につきまして、本年10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、区域マスの案に対し、2通の意見書の提出がありましたので、意見の要旨及びそれに対する県の対応方針につきまして、御説明します。

議案書の76ページを御覧ください。意見書の1通目の御意見は、3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針、②主要な施設の配置の方針の3段落目、ごみ焼却場として、ひとつ空けまして、沼津市上香貫地区に沼津市新中間処理施設少し空きまして、を配置する。の記載に対する御意見です。

表紙が青色の公聴会・意見書に係る資料43ページを御覧ください。1通目には、7点の御意見がございました。1番の意見要旨を御覧ください。

ごみ焼却場として、沼津市上香貫地区に沼津市新中間処理施設を配置する。となっているが、今度焼却場を造り替えるときは、現在の沼津市のごみ焼却場が立地する場所には造らない。と地元と交わした覚書に反しており、この地区を都市計画決定することはできないという御意見であります。

周辺のディスプレイまたはスクリーンを御覧ください。沼津市新中間処理施設について御説明いたします。

この施設は、施設の老朽化、耐震性能を有していない等の問題を抱える、現在の清掃プラント、中継・中間処理施設に替わる新たな中間処理施設で、令和6年2月に沼津市が都市計画決定した都市施設です。場所は、沼津市上香貫字二ノ洞、山ケ下町地内で現在のごみ焼却場の隣接地に当たります。

こちらのスライドは、意見書にある上香貫と山ケ下町、新旧のごみ焼却場の位置を示すものです。現在のごみ焼却場を青色で、令和6年に都市計画決定した新中間処理施設を赤枠で示しております。

この御意見に対する対応方針を御説明します。

意見書に係る資料43ページの1番目の意見の対応方針を御覧ください。

区域マスは、都市の将来像とその実現に向けた道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、都市施設については、おおむねの配置を記載しております。個別の都市計画については、この方針に即し沼津市が都市計画決定することになっております。

よって、案のとおりで支障ないものと考えております。

続いて2番目の意見要旨を御覧ください。令和3年3月に現在の区域マスにおいて都市計画決定しているのは、上香貫二ノ洞であり、上香貫二ノ洞と山ケ下町一ノ洞を含めた地域で敷地造成工事を進めることはできない、という御意見であります。

対応方針を御覧ください。先ほど御説明したとおり区域マスでは、都市施設について、おおむねの配置を記載しております。よって、案のとおりで支障ないと考えております。

続いて3番目の意見要旨を御覧ください。

沼津市が令和6年に都市計画決定した用途地域の変更、一般廃棄物処理施設の変更は沼津市が都市計画決定するのは誤りである、という御意見であります。

対応方針を御覧ください。用途地域とごみ焼却場については、都市計画法において市町村が定める都市計画とされております。

よって、今回の都市計画案件への直接的な意見ではないと考えております。

続いて44ページ、4番の意見要旨を御覧ください。令和3年3月に現行区域マスでは、沼津市新中間処理施設の場所を沼津市上香貫地区に決定している。しかし、沼津市が進めようとしているのは、上香貫字二ノ洞及び山ケ下町の2つであり、場所が違うため、沼津市上香貫地区は直ちに消すべきである、という御意見であります。

対応方針を御覧ください。先ほど御説明したとおり区域マスでは、都市施設について、おおむねの配置を記載しております。よって、案のとおりで支障ないと考えております。

続いて5番目の意見要旨を御覧ください。静岡県環境影響評価条例の環境アセスを実施しなければならないが、実施せずに敷地造成工事に入ったのは条例第30条違反である、という御意見であります。

対応方針を御覧ください。区域マスは、都市の将来像とその実現に向けた道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、環境アセスメントについては、個別の都市計画を定め、施設整備を進める際に実施するものと考えます。

よって、今回の都市計画案件への直接的な意見ではないと考えております。

続いて6番目の意見要旨を御覧ください。上香貫地区は、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域に指定されているが、この区域の解除前に都市計画決定はできないという御意見であります。

対応方針を御覧ください。区域マスは、都市の将来像とその実現に向けた道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、土砂災害特別警戒区域等への対応は、個別の都市計画を定め、都市施設を整備する際に実施するものと考えます。よって、今回の都市計画案件への直接的な意見ではないと考えております。続いて45ページ、7番の意見要旨を御覧ください。

土壤汚染対策法に基づき不法投棄汚染土を搬出中であるが、除染が完了していない段階で都市計画決定はできない、という御意見であります。

対応方針を御覧ください。区域マスは、都市の将来像とその実現に向けた道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、土壤汚染対策法への対応については、個別の都市計画を定め、施設整備を進める際に実施するものと考えます。よって、今回の都市計画案件への直接的な意見ではないと考えております。

続いて2通目の意見書、3点の御意見がございました。

1点目、8番の意見要旨を御覧ください。前回に比べ優先的に整備される道路が減少している。将来の人口減、少子高齢化を見据えた現実的な都市計画である。優先度の低いものは、徹底的に見直し、インフラの老朽化対策に舵を切ってほしい、という御意見であります。

議案書の73ページを御覧ください。あわせて周りのディスプレイまたはスクリーンを御覧ください。

上段の優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設の表に記載する道路が、前回区域マスから減少したことへの御意見です。

意見書に係る資料45ページの8番目の意見の対応方針を御覧ください。

優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備を予定する施設」欄には、広域的・根幹的な性質を踏まえ、この度、都市計画道路のうち自動車専用道路及び主要幹線道路を記載することとし、都市計画道路の記載が減ったものであります。よって、案のとおりで支障ないものと考えております。

なお、インフラ老朽化対策への御意見に対しては、静岡県及び市町では、社会インフラ長寿命化計画を策定し、老朽化対策を効率的に取り組んでおります。

続いて2点目、9番の意見要旨を御覧ください。

公共交通機関の継続・増便を望む、という御意見であります。

対応方針を御覧ください。本区域マスでは、公共交通などネットワークを再編して拠点間の連携を強化する「集約連携型都市構造」の実現を目指すという基本理念のもと、交通体系については、全ての人に便利な交通手段の利用促進、環境にやさしい交通施策の展開、道路整備や鉄道、バスなどの公共交通サービスと連携した交通需要管理施策の導入など便利で効率的な交通体系を構築するとしております。よって、案のとおりで支障ないと考えております。

3点目、10番の意見要旨を御覧ください。JR沼津駅周辺の鉄道高架について、将来市街地像図の沼津駅周辺を南北に貫く3本の道路が1本に減少しているとおり南北交通の必要性はすでに低下しており、また、地方都市の自動車社会においては、南北の一体性はそもそも求められない、という御意見であります。

ディスプレイまたはスクリーンを御覧ください。ここで、沼津駅付近連続立体交差事業、鉄道高架事業について御説明します。

本事業は、交通の円滑化や南北市街地の一体化を目的として、沼津駅付近のJR東海道本線約3.7km、JR御殿場線約1.6kmの計約5.3kmを高架化するものです。事業期間は、平成18年度から令和23年度、全体事業費は1,034億円になります。高架化により、13か所の踏切が除却され、8本の幹線道路が鉄道の下を通る形になります。

こちらのスライドは、新旧の区域マスの将来市街地像図を並べたものになります。右側に示す前回区域マスでは、沼津駅付近で鉄道と交差する道路が3本記載されておりますが、左側の今回変更する区域マスでは、1本に減っており、この変更に対する御意見であります。

意見書に係る資料46ページ、10番目の意見に対する対応方針を御覧ください。

将来市街地像図に記載する道路は、今回から広域連携軸、都市連携軸、地域連携軸の位置づけのある主要な道路に限定したことで、前回から記載道路が減ったものであり、南北交通の円滑化の必要性の低下を示すものではありません。

また、公共交通などのネットワークを再編して拠点間の連携を強化する集約連携型都市構造の実現を目指しており、自動車中心の都市構造からの転換を掲げております。

沼津駅南北の市街地の一体的土地利用を目的の1つとする鉄道高架事業は、集約連携型都市構造の考えに沿ったものであり、平成14年度の都市計画決定、平成18年度の事業認可取得以降、これまでに4回事業再評価を行い、事業の必要性を確認しております。よって、案のとおりで支障ないと考えております。

なお、以上の御意見について、公聴会においても同様の趣旨の御意見をいただいております。

このほか、三島市、沼津市、清水町及び長泉町からは、本案が市町の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

第5号議案及び6号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○森本会長 はい。ただいまの説明につきまして、皆様の方から御意見、御質問がございますでしょうか。はい、宮沢委員。

○宮沢委員 私から三島市の大場地区の市街化区域編入のことについてお尋ねをさせていただきます。

この地区は、東駿河湾環状線が完成をしまして、新東名とか東名高速道路と直結をしているということで大変利便性の良い地域に変わっております。こうしたことから、地元の大場函南インターチェンジ付近の地権者の皆さんが、市街化区域編入、土地区画整理組合の準備組合を組織しまして、三島市とともに市街化編入への様々な協議を、関係機関としてるということをしております。

ただ、今回の区域区分変更では、この地区の市街化編入の説明はございませんでしたが、今後、都市計画区域マスタープランへの位置づけとか、今後の進め方について、おわかりのことがありましたらお聞きさせていただきたいと思っております。

○日野原都市計画課長 お答えいたします。議案書の63ページを御覧ください。

地域ごとの市街地像の3)工業地域において、6行目になりますけれども、三島市の大場地区は、広域交通の利便性の高さを活かし、新たな産業拠点を検討すると記載しております。

また、次の64ページ、将来市街地像図を御覧ください。

図の右側に、大場地区と記載をしておりますけれども、産業拠点を表す青い破線の丸で囲っております。

これらを踏まえ、77ページの下から6行目になりますけれども、大場地区は、土地区画整理事業、地区計画制度などの活用により、新たな産業拠点として、工業流通業務機能を配した市街地整備を検討することとしております。

ここでございますけれども、具体的な土地利用計画等について、三島市と協議を行い、先ほど保留フレームのところを御説明したとおり、国土交通省や農林水産省等と関連機関と市街化編入について協議を行っていく予定としております。以上でございます。

○森本会長 よろしいでしょうか。

○宮沢委員 はい。

○森本会長 そのほかにいかがでしょうか。

はい、阿部委員お願いします。

○阿部委員

沼津の東駿河湾広域都市計画、都市計画区域の整備、開発、保全の方針の中の意見書のところを確認しますが、覚書に反しているというその覚書というのは、どことどこが結んだ覚書なのか確認をさせてください。

○日野原都市計画課長 覚書については、市と地元自治会の間で結んだものであります。

○阿部委員 なるほど。ということは、県としては先ほどの説明のとおり、概ねの配置を記載したけれども、それに関してその覚書を生かして、覚書に反しないようにやるのは市の責任ということでいいのでしょうか。

○日野原都市計画課長 今回の案件につきましては、先ほども説明しましたけれども、令和6年に都市計画決定をするということで市の方で手続きを進めるといことで、実際に具体的に事業の方に取っかかっている状況でございます。

そうした中で、市の方が地元でいろいろまた話をしながら、引き続き丁寧に進めていくことになろうかと思っております。

○阿部委員 確認ですけど、あくまでこの覚書に関しての協議というのは、市とその覚書を交わした地元自治会ということで、県のこの都市計画決定とは、全く次元が違うという、所管が違うという解釈でいいですか。

○海野都市局長 お答えします。区域マスは方向性を示すということで、沼津市ですと、このゴミ焼却場をこのあたりに造りますよということで、原地区ではない、内浦地区ではない、ここに記載の上香貫地区周辺に造りますよということを示したものであります。個別については方針を示した上で、事業に関しては地元の合意形成を図った上、必要な手続きを進めた上で行っていくことをございますので、区域マスの方針としてはこれで支障はないというふうに、事務局としては上程しているところです。

○阿部委員 はい、了解しました。

○森本会長 そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので採決に移りたいと思います。第5号議案及び第6号議案について原案を了承することに異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異存がないようですので第5号議案及び第6号議案については原案を了承することといたします。

それでは続いて、第7号議案及びこれに関連する第8号議案を一括して上程いたします。事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 はい、第7号議案、裾野都市計画における区域マスの変更、第8号議案の区域区分の変更について、一括して御説明します。

はじめに第7号議案ですが、議案書は90ページから112ページまでになります。

議案書の93ページ、及び議案附図の15ページを御覧ください。

本区域は、静岡県の東端、駿河湾の北部に位置し、富士山、箱根山、多くの河川などの自然環境に恵まれ、東名高速道路裾野インターチェンジや国道246号により、富士・箱根などの観光地域を結ぶ高原リゾート拠点、研究開発型の産業拠

点として発展してきました。また、新東名高速道路、東駿河湾環状線が部分開通し、今後も整備が進められることから、さらに広域交通の利便性が高まると期待されています。

また、緑の多い良好な自然環境に恵まれ、世界遺産富士山の構成資産である須山浅間神社など優れた景観や文化的資産を有し、文化、レクリエーション都市としての魅力も増しています。

近年、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の展開、JR裾野駅周辺やJR岩波駅周辺の都市機能や居住機能の誘導に向けた基盤整備や、移住施策、新たな企業誘致、シティプロモーション、民間企業による開発など、都市の魅力と活力を高め、人と企業に選ばれるまちを目指す方策が展開されています。

これを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

策定方針の目標を基に、下段から次のページにかけて記載する6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案付図の15ページを御覧ください。本区域の将来市街地像として、裾野駅周辺を都市拠点として配置しました。

また、岩波駅周辺を地域拠点として配置しました。

交通軸として、東名高速道路、新東名高速道路、国道246号、東駿河湾環状線、JR御殿場線を配置しました。

その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これらの拠点が交通軸によって連携した集約連携型都市構造を目指します。

第7号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きます。第8号議案の裾野都市計画区域区分の変更について、御説明します。議案書は113ページから116ページまでになります。

議案書の114ページを御覧ください。本区域の区域区分については、現状の市街化区域から変更なしとしています。

第8号議案についての説明は、以上です。

なお、両案件につきまして、本年6月に公聴会開催の公告をしましたが、公述申出はなく、公聴会は開催しておりません。また、10月7日から22日までの2週

間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。

裾野市からは、本案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

第7号議案及び8号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○森本会長 はい。ただいまの説明につきまして皆様方から御質問、御意見ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

特になければ採決に入りたいと思います。

第7号議案第8号議案につきまして原案を了承することに異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。では異存はないようですので第7号議案および第8号議案については原案を了承することといたします。

続いて第9号議案及びこれに関連する10号議案並びに11号議案を一括して上程いたします。事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 第9号議案岳南広域都市計画における区域マスの変更、第10号議案区域区分の変更、第11号議案臨港地区の変更について、一括して御説明します。

はじめに第9号議案ですが、議案書は117ページから142ページまでになります。

議案書の120ページ、及び議案付図の17ページを御覧ください。

富士市及び富士宮市の2市で構成される本区域は、世界遺産富士山の南西麓に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれるとともに、世界遺産の構成資産である白糸ノ滝や富士山本宮浅間大社など優れた景観や歴史的・文化的遺産を有しています。

また、東京・名古屋・大阪の三大都市圏を結ぶ東西交通と、山梨・長野を結ぶ南北交通の結節点に位置するという優れた交通利便性と、豊かな地下水などによる工業用水を基盤に、県下有数の工業地帯として発展してきた地域であり、近年においては、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す“ふじのくに”のフロ

ンティアを拓く取組が展開されています。

本区域では、こうした産業を生かし、働き手世代の維持を図ることで都市活力の維持を期待できる区域となっています。

これらを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

議案書の120ページを御覧ください。策定方針の目標を元に、下段から次のページにかけて記載する6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案附図の18ページを御覧ください。本区域の将来市街地像として、富士駅周辺及び富士宮駅周辺を都市拠点として配置しました。

また、吉原中央駅・吉原本町駅周辺及び新富士駅周辺を地域拠点として配置しました。

交通軸としては、東西方向では、J R 東海道新幹線、J R 東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道469号等を、南北方向では、国道139号、J R 身延線等を配置しました。

その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸によって連携した集約連携型都市構造を目指します。

第9号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続いて、第10号議案、岳南広域都市計画区域区分の変更について、御説明します。議案書は143ページから146ページまでになります。

議案附図19ページを御覧ください。本区域では、新たに依田橋地区を市街化区域に編入する予定です。対象の箇所は、図面中央の矢印で示す、富士市南端部の田子の浦港内において、公有水面埋立事業により新たに生じた土地であり、面積は約0.004ha、約40㎡になります。

田子の浦港は、一級河川沼川と潤井川の合流点に建設された掘込式港湾で、昭和36年に供用開始、昭和39年に重要港湾に指定され、以来、岳南地域をはじめ、静岡県東部地域の産業経済を支える物流拠点として大きな役割を果たしている港湾です。

議案附図20ページを御覧ください。

今回、市街化区域編入する地区は、現在、沼川に放置係留されているプレジャーボート等の小型船の適切な陸上保管を目的に、海から陸へ船を引き揚げるため

の斜路として、公有水面を埋立て造成された土地であります。

なお、用途地域につきましては、富士市が工業系の用途地域を指定する予定です。

議案書の146ページを御覧ください。今回の市街化区域編入により、岳南広域都市計画区域の市街化区域は、約8,238.3haとなります。

第10号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きまして、第11号議案、岳南広域都市計画臨港地区の変更について、御説明します。議案書は147ページから150ページまでになります。

議案附図22ページを御覧ください。臨港地区に新たに加える地区は先ほどの説明と同じ、埋め立てによって生じた土地約0.004haでございます。

臨港地区の変更につきましては、県港湾局と事前に調整を行い、港湾管理者である静岡県知事より申し出がされた案に基づいて、法手続きを進めています。

議案附図23ページを御覧ください。港湾法に基づき、港湾を管理運営するため、港湾管理者が臨港地区内に指定することができる分区として、商港区を指定する予定です。

商港区は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域とされています。分区が指定されることにより、建築物やその他の構築物の規制がかかることとなります。

第11号議案についての説明は、以上です。

なお、これらの案件につきましては、本年5月に公聴会開催の公告をしましたが、公述申出はなく、公聴会は開催しておりません。また、10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。

このほか、富士市及び富士宮市からは、本案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

第9号議案、第10号議案、第11号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○森本会長 はい。それではただいまの説明につきまして御意見、御質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。はい、早川委員申し上げます。

○早川委員 ありがとうございます。岳南地域の、特に地域ごとの市街地像とし

て、今回示されました J R 富士駅周辺地区をはじめとした、商業業務地域として指定されたことは高く評価したいと思います。特に現在、J R 富士駅北口の開発は、もう既に工事も始まりまして、地域が非常に期待を寄せているところなんです。この工事が駅周辺だけで終わってしまうのではないかと心配をする声も伺い、そうした中でこの富士駅周辺地区というエリアとして、商業業務地域として指定していただいているということは評価したいと思います。

そこで都市施設の整備に関する主要な決定の方針の中で、富士駅北口交通広場を10年以内に整備を予定する施設として指定するというのも大きな評価になるのではないかと考えておりますが、こうした現在進んでいる事業も含めて、岳南地域の特に玄関口にもなってくる富士駅北地域を中心とした事業の期待される効果ですとか、都市構造の形成も目指していくというところの、県としての立ち位置というか目指すところをもう少し詳しく教えていただきたいと思いません。

○日野原都市計画課長 はい、お答えいたします。

議案書の127ページを御覧ください。

まず、市街地における建物の密度の構成に関する方針ということで、その2番目に商業地と挙げてある中で、中心商業業務地に位置付ける J R 富士駅周辺ということで、その地域について良好な街並み及び都市景観の維持、形成などについても配慮しつつ集積する高密度な土地利用を図るということで方向性を示しております。

また、その前のページ126ページになりますけれども、主な都市計画の決定の方針の中の、主要用途の配置の方針という中でも、②商業業務地でございますけれども、J R 富士駅周辺ということで挙げさせていただいております。商業・業務地としてきちんと配置しますということでの位置づけを整理しております。今、事業が進み出している中で、今後関連する都市計画を決定するなど出てくると思います。そういった中で、地元富士市さんと地域が事業を進めていく流れになろうかと考えております。

○早川委員 ありがとうございます。長年の課題であったまちづくりでは拠点となる構想ですので、丁寧に地元と計画を進めていただきたいと思います。

もう1点質問がございます。

議案の142ページの(3)の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針の中で、2)の市街地整備の目標というところで、基準年次からおおむね10年以内に実施することを予定する市街地開発業務事業として、神戸地区を削除するという一文がございます。この削除する理由について、聞かせたいと思います。

○日野原都市計画課長 はい。こちらにつきましては、神戸地区の市街地開発事業ですけれども、完了しているところになります。

先ほど施設については終わっても記載しますということでしたけれども、ここは事業の方針であり、事業が完了しているということで、削除したという状況でございます。

○早川委員 ありがとうございます。

○森本会長 そのほかにいかがでしょうか。はい。では増田委員お願いします。

○増田委員 富士宮市駅前の方に住いております増田と申します。

商店街のことをさせていただいております。今、早川先生の御質問がありました富士の駅前のところは大変気になることとそれから、本当に開発がしっかりと進んでいただくにはどうしたらいいかと思って私達周辺の者としても注目を集めております。今お話を伺いましたので、そんなことで地域の方々にも、賑わいができるような、また、利便性の高くなるようなまちづくりの大きな一つの足がかりになったらと思っております。

私達富士宮駅前なんですけど、だいぶ前から計画が進んでおりまして、思ったよりも順調な感じなんです。門前町という景観に寄与していくということを基本的に、浅間大社を中心にいろんな世界遺産が動いておりますので、ほかよりも本当に伝統とか伝承守りながらしていきたいまちづくりということで進めてまいります。市行政もそのような形で箱物も多少考えているように伺っております。

だから適正な立地の適正な計画を地域の者にも、お話しいただく機会をたくさん設けて、いろんな方からお伺いする機会を作っていただきたいと思っております。これからの商業地としては、「日常生活に密着した」とここにもありますが、そこも合わせながらまたその先の10年20年先の形というのを見えるようなことで考えていらっしゃると思いますが、変化のスピードが早いものですからなかなか私達の中で追いついておりません。

こういうまちづくりの中で、コンパクトシティということもあります。市街地と、郊外の大きい富士宮市なので、そういう点で交通基盤の整備はこれからどのようにしていったらいいかということです。これに関係することもお考えいただいているようならお話していただければ助かります。すごく不便になっておる地域が増えております。もう少しお答えいただければと思います。

○海野都市局長 お答えします。

コンパクト・プラス・ネットワークと冒頭でお話をさせていただきました。人口減少が進む中で、またまちなかの空き家空き地問題もある中で、ある程度の人口密度を維持していかないと、民間の都市機能、商店であるとか病院であるとかそういったものが移転してしまいますので、ある程度人口密度を維持する、一方で、郊外部についてはコンパクト・プラス・ネットワークの部分で、鉄道、バス、公共交通などでしっかりネットワークをさせていきます。また運転手不足の問題もありますが、並行して公共ライドシェアの導入であるとか、将来的には、自動運転など、コンパクトとネットワークをあわせた政策を進めていきたいと考えております。以上です。

○森本会長 よろしいでしょうか。

○増田委員 はい。

○森本会長 はい、そのほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。佐野委員。

○佐野委員 民生委員の佐野です。

出身は富士宮なので関連してお話をさせていただきます。

まず少子高齢化の進展、特に少子化が郊外で非常に進んでるのかなという形をもってます。各市町の中で、学校統合がどんどん今話題に上がってるまたは実施がされてきている。そういう中で、特に郊外については学校がなくなってくると、地域コミュニティがなくなる、と福祉もおろそかになってくるという形が、なんか少し心配になってきている。で、交通コミュニティ、自動運転も含めていろんな形で将来的にはなっていくのかなと思っても、一応郊外の方ですと、高齢化によって免許返納になって、今増田委員が言われるとおりに、町なかのお祭りに行く手段がなくなっているというようなこともあって、なかなか高齢者の方、または子供が集う場所が減ってきちゃっているのかなと。

それらを含めた中で、県全体としてももう少し具体的にどういう形でコンパクトシティとその結ぶ交通体系をどう補助していくのか、民間のバス会社に頼っているだけでは少し難しいのかなという形もありますので、それを含めて、御検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○森本会長 はい。では事務局お願いします。

○日野原都市計画課長 はい。学校の統廃合であるとか、今後の人の移動という部分になろうかなと思っております。

それについては、私どもも承知している中でこの計画のマスタープラン策定、変更ということで作業をしております。そういった中でも、コンパクト化をある程度していくということの中で大枠の方針ではありますけれども、それに基づいてまた市との連携を図っていくということ、それから公共交通についても先ほどこっちの方から話ありましたけれども、ネットワークということでも上手に繋いでいく、あるいは、ライドシェア等の活用も、ということの中でですね、また地域に寄り添った形で、まちづくりということも進められればと考えております。以上でございます。

○森本会長 はい、よろしいでしょうか。いかがでしょうかそのほかにもございますでしょうか。

それでは意見が出尽くしたようでございますので採決に入りたいと思います。

第9号議案第10号議案、第11号議案について原案を了承することに異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異存がないようですので、第9号議案、第10号議案、第11号議案については原案を了承することといたします。

○森本会長 次に第12号議案及びこれに関連する13号議案を一括して上程いたします。事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 はい。

それでは、第12号議案志太広域都市計画の区域マスの変更と第13号議案の区域区分の変更について、一括して御説明します。

はじめに第12号議案ですが、議案書は151ページから176ページまでになります。議案書の154ページ、及び議案付図の25ページを御覧ください。

焼津市及び藤枝市の2市で構成される本区域は、静岡県の中中部地域に位置し、広域的には東京と名古屋両都市圏のほぼ中央にあり、新東名高速道路や東名高速道路の高規格道路が区域を横断し、そのインターチェンジや隣接する島田・榛原地域に位置する富士山静岡空港により、静岡県内においても重要な広域交通の要衝として位置づけられる地域です。

近年においては、本区域の豊かな自然環境や景観、恵まれた広域交通の利便性のもとに、調和のとれた生活環境の確保と、地域産業の拡充・発展、隣接地域との連携が求められており、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組も展開されています。

これらを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

策定方針の目標を元に、下段から次のページにかけて記載する6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案付図の25ページをご覧ください。本区域の将来市街地像として、焼津駅周辺及び藤枝駅周辺を都市拠点として配置しました。

また、藤枝市役所周辺、藤枝市岡部支所周辺、西焼津駅周辺を地域拠点として配置しました。

交通軸として、JR東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号等を配置しました。

その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸により連携した集約連携型都市構造を目指します。

第12号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きます。第13号議案、志太広域都市計画区域区分の変更について、御説明します。議案書の177ページから180ページまでになります。

議案付図26ページを御覧ください。本区域では、新たに岡部町内谷地区を市街化区域に編入する予定です。対象の箇所は、資料の赤く着色している地区で、面積は約6.5haです。

議案付図27ページを御覧ください。本地区は、新東名高速道路の藤枝岡部イン

ターチェンジや国道1号藤枝バイパス内谷インターチェンジに近接していることに加え、本地区に接する都市計画道路 焼津岡部線・三輪立花線の整備が進んでいることから、交通利便性が今後更に向上します。

区域マスでは、東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ周辺において、農林業などとの調整を行い、広域道路ネットワークを活かした流通業務系など新たな産業集積を図るとしており、岡部町内谷地区は、その産業拠点として位置付けられています。また、周辺が工業系の用途地域に指定されており、本地区と一体的に工業的土地利用を図ることができます。

以上のことから、交通優位性の高まりを活かした新たな工業地として、適正な土地利用の誘導を図る必要があるため、本地区を市街化区域に編入するものです。

なお、市街化区域編入する範囲の大部分が農地であるため、農業経営に配慮し、代替農地を希望する方への農地の斡旋を行っています。

用途地域につきましては、藤枝市が周辺用途に合わせ、工業系の用途地域を指定する予定です。地区の境界につきましては、道路、河川等の地形地物としています。

第13号議案についての説明は、以上です。

なお、両案件につきまして、本年5月に公聴会開催の公告をしましたが、公述申出がなく、公聴会は開催しておりません。また、10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。このほか、藤枝市焼津市からは、本案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

第12号、13号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○森本会長 はい、それでは皆様の方から御質問や御意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、良知委員お願いいたします。

○良知委員 よろしく申し上げます。

今説明がございましたけれども、この議案に対してですけれども、この地区は本来に発展をずっと東名、新東名の関係等々がある中で、高規格道路等々ある中

で、進められてきております。

そういった中で藤枝市のこの内谷地区においてですけれども、工業地域といたしましてですけれども、市街化区域ですけれども、そういった編入するという説明がありましたけれども、その編入後の整備の予定をどういうふうにしていくのかまず伺いたいのと、あとは言うまでもなくこの地区にはですけれども、県道焼津岡部線がございまして、かなり前から10年20年前からですけれども、この道路の要整備計画ずっと入ってきてるわけがございますけれども、それに合わせてこの隣接の関係もございますので、その辺についての状況を教えていただければと思います。

○森本会長 はい、事務局お願いします。

○日野原都市計画課長 議案附図の27ページを御覧ください。

今現在の拡大するところについて赤色で着色してございます。この周辺の道路の整備ということでございますけれども、まず隣接地にあたる部分については、事業に合わせて整備していくというような方針でございまして、間に合うように整備されているというふうに認識をしております。以上でございます。

○森本会長 はい、良知委員。

○良知委員 焼津岡部線の方の検討は？なぜかというのと、焼津側からいいますと、150号バイパスになりますけど、やっぱり冠水したりですとか、そんな関係で県道上って結構走っていく関係で、あとは工業団地があるものですから、結構、通勤の中であそこを縫って入っていくとか、いろんなことがある中ではこの沿道の道路整備の関係も、どんなようになっていくのか。

○日野原都市計画課長 はい、大変失礼いたしました。

今委員の方でお話がありました県道焼津岡部線ということでお話をされてたんですけれども、今、多分こちらに斜め右下の方に抜ける道路のことでよろしいでしょうか。

今現在都市計画道路3・4・7号焼津岡部線と記載している部分でございます。こちらについては、両市の方で、今都市計画決定しているというような状況の中で、ちょっと今後の整備については、まだそれぞれ市の中でどういうふうになってるのかってことを確認していかなきゃいけないというような状況でございまして、今の自分、こちらの事務局の中で今見えてないというところではござ

います。

ただ必要性もあるということでは認識は多分されていると思いますので、また整備の方をどうされていくのかということを確認していくことかなというふうに思っております。

少し答えが足りない部分があるかもしれないですけども、今後また状況を確認しながら、まちづくりとしても、都市計画決定しているということの中では必要な道路でございますので、また確認調整していきたいというふうに思っております。

○**良知委員** あの何いっているかと言うと、私もあの当時市議員をずっとやってましてね、30年以上前からこのいっぱい質問やらしてもらったことがあって、なかなかこれがこう地元の方々にはしてみたら、この藤枝市さんの方は、今回のこういう整備計画がある中で、このような道路が繋がっていかないと、その辺のアクセスがうまく、また同時に焼津側の方のいわば道路側としてもいろいろ隣接する方もいると、いろいろな課題が出てくるのかなって思いました。これが別に今どうのこうのって、答弁持ち帰る必要もございませんので、すいませんけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**森本会長** はい、個別の路線の整備計画でございますので、事務局の方で改めて確認をしていただいて、直接良知委員に報告をするというような形で進めていただきたいと思ひておひますが、よろしいでしょうか。

○**日野原都市計画課長** はい。そのように対応させていただきます。よろしくお願ひします。

○**森本会長** はい、それ以外にいかがでしょうか。

特になければ採決に入りたいと思ひます。第12号議案及び第13号議案につきましては原案を了承することに異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。依存がないようでございますので、第12号議案、第13号議案については原案を了承することといたします。

続きまして14号議案およびこれに関連する第15号議案を一括して上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 はい。

それでは、第14号議案磐田都市計画における区域マスの変更と第15号議案の区域区分の変更について、一括して御説明します。

はじめに第14号議案ですが、議案書は181ページから204ページまでになります。

議案書の184ページ、議案付図の30ページを御覧ください。本区域は、静岡県西部の天竜川左岸に位置し、遠州灘に面した平野部と磐田原台地及び北部の山間地に囲まれ、豊かな自然環境を有しています。

また、本区域内には国土レベルの交通軸である東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号、J R 東海道新幹線、J R 東海道本線などが東西に通り、本区域はこれらの交通軸により、隣接する浜松都市計画区域、中遠広域都市計画区域などと密接に関係しながら発展してきました。

これを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

策定方針の目標を元に、下段にあります6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案付図の30ページを御覧ください。本区域の将来市街地像として、磐田駅周辺を都市拠点として配置しました。

また、福田支所周辺、竜洋支所周辺、豊田町駅周辺及び御厨駅周辺を地域拠点として配置しました。

交通軸として、東名高速道路、新東名高速道路、J R 東海道本線、国道1号、国道150号バイパス等を配置しました。

その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸により連携した集約連携型都市構造を目指します。

第14号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きまして、第15号議案、磐田都市計画区域区分の変更について、御説明します。議案書は205ページから208ページまでになります。

議案書206ページを御覧ください。本区域の区域区分については、現状の市街化区域から変更なしとしています。

第15号議案についての御説明は、以上です。

なお、両案につきまして、本年5月に公聴会開催の公告をしましたが、公述申出がなく、公聴会は開催しておりません。また、10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。

磐田市からは、本案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

第14号議案及び15号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○森本会長 はい、ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので採決に移りたいと思います。第14号議案及び第10号議案につきまして原案を了承することに異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異存はないようでございますので、第14号、第15号議案については原案を了承することといたします。

次に第16号議案及びこれに関連する第17号議案を一括して上程いたします。事務局に説明を求めます。

○日野原都市計画課長 それでは、第16号議案の湖西都市計画における区域マスの変更と第17号議案の区域区分の変更について、関連する案件ですので一括して御説明します。

はじめに第16号議案ですが、議案書は209ページから233ページまでになります。

議案書の212ページ、議案付図の32ページを御覧ください。本区域は、静岡県最西端に位置し、浜名湖、遠州灘、湖西連峰などの雄大な自然環境の恩恵を大いに受けるとともに、太平洋ベルト地帯の一端としての歴史的発展経緯の中で、様々な文化を育みながらゆとりある都市圏を形成してきました。

また、県西部の政令指定都市である浜松市と愛知県東部の中核都市である豊橋市に接しているため両都市圏とのつながりが強く、さらに、三遠南信自動車道の整備による三遠南信地域との新たな連携・交流への期待や、浜松湖西豊橋道路

の整備により、さらなる広域交通ネットワークの強化が望まれております。

これらを踏まえ、本区域における都市計画の方向性をとりまとめました。

策定方針の目標を元に、下段にあります6項目の都市づくりの目標を設定しております。

議案付図33ページを御覧ください。本区域の将来市街地像ですが、鷺津駅周辺を都市拠点として配置しました。

また、新所原駅周辺、新居町駅周辺を地域拠点として配置しました。

交通軸として、南北方向では、国道301号等を、東西方向では、JR東海道本線、浜松湖西豊橋道路、国道1号等を配置しました。

その他、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸により連携した集約連携型都市構造を目指します。

第16号議案についての説明は、以上です。

○日野原都市計画課長 続きます。第17号議案の、湖西都市計画 区域区分の変更について、御説明します。議案書は234ページから237ページまでになります。

議案付図33ページを御覧ください。本区域では、新たに大沢地区と内山地区を市街化区域に編入する予定です。対象の箇所は、資料の赤く着色している地区で、大沢地区は面積約4.9ha、内山地区は面積約5.4haになります。

議案付図34ページを御覧ください。区域マスでは、都市計画道路大倉戸茶屋松線の沿線一帯を、新たな産業の立地を促進する産業拠点として位置付けております。

両地区とも、この沿線に位置し、国道1号や国道301号へのアクセスに優れ、加えて、津波被害が想定されない内陸部に位置し、地震時における影響が少ない地区となっております。

また、大沢地区南側の浜名湖西岸地区においては既に工業地の形成が始まっております。本地区に産業機能を集積することで、工業の利便性の増進につながります。

議案付図35ページを御覧ください。大沢地区の詳細図になります。

本地区は交通優位性及び防災性に優れた新たな工業地として、適正な土地利用の誘導を図る必要があるため、市街化区域に編入するものとなります。

地区の境界につきましては、道路、河川等の地形地物としています。

議案附図36ページを御覧ください。大沢地区の土地利用計画図になります。

地区内の道路の適正な配置や周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導等を目的に、湖西市が地区計画の都市計画決定を予定しております。

本地区は、赤線で囲った市街化区域に編入する区域と合わせて東側に隣接する市街化区域の土地も一体の土地利用がされ、工業用地のほか、公園、調整池の造成が行われる予定です。

なお、用途地域につきましては、湖西市が工業系の用途地域を指定する予定です。

議案附図37ページを御覧ください。内山地区の詳細図になります。

内山地区につきましても、大沢地区と同様、交通優位性及び防災性に優れた新たな工業地として、適正な土地利用の誘導を図る必要があるため、市街化区域に編入するものとなります。地区の境界につきましては、道路、斜面地と平地の境界等の地形地物としています。

議案附図38ページを御覧ください。内山地区の土地利用計画図になります。

大沢地区と同様、地区内の道路の適正な配置や周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導等を目的に、湖西市が地区計画の都市計画決定を予定しております。

本地区は、赤線で囲った市街化区域に編入する区域と合わせて東側に隣接する市街化区域の土地も一体の土地利用がされ、工業用地、調整池の造成が行われる予定です。

なお、用途地域につきましては、湖西市が工業系の用途地域を指定する予定です。

議案書の237ページを御覧ください。今回の市街化区域編入により、湖西都市計画区域の市街化区域は、約1,249.3haとなります。

第17号議案についての説明は、以上です。

なお、両案件につきましては、本年5月に公聴会開催の公告をしましたが、公述申出はなく、公聴会は開催しておりません。また、10月7日から22日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。

湖西市からは、本案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適

合しているとの回答をいただいております。

第16号議案、17号議案についての説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○森本会長 はい。ただいまの事務局の説明につきまして、皆様の方から御質問、御意見ありましたらお願ひしたいと思います。

では佐野委員、お願ひします。

○佐野委員 私の方から2点お願ひをしたいと思います。

まず内山地区の方ですけれども、この計画といひますと東側に浜名特別支援学校がございます。

この地図からいきますと高台に開発されるのかなという感じで受け取っておりますのと、附図の38ページですと、そちら側には緑地計画がされていないということもありまして、特別支援学校ですので、その辺の騒音であるとか、大気汚染であるとか、環境への配慮、これらについて、御検討なり制限がされるのか、誘致される工場等で制限を設けるのかどうか。

それからもう一点は、この大沢地区はこれの上部北側になるかと思うんですけれども、その用地が既に工場化されてるようですがそこを拡大する形、ただ地図を見ますとその東、北東となりますか、そこは大きな住宅地域になっている部分が見えます。道路的には大倉戸茶屋松線で、国道1号線に繋がる主要道路になるのかなと。この辺の道路整備、渋滞状況、その辺も勘案された計画になっているのか。これは市の方のお話になるのかもしれませんが、それを含めて県の御回答をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○日野原都市計画課長 はい、回答いたします。

まず始めに議案附図の38ページを御覧ください。

先ほど説明しました内山地区の土地利用計画図になります。

内山地区につきましては、周辺地域の環境に配慮しつつ、土地利用を図る地区として市街化区域の編入と合わせまして、騒音、振動、粉塵、臭気など生活環境悪化のおそれのある工場の立地を制限する地区計画、先ほど説明しましたけれども地区計画を定めるとしております。

着色してあるところが、開発区域なりますけれども、先ほどお話ありました東側の特別支援学校との間には、図面で少し見にくいですが、のり面がございます

て、そののり面については造成後も残る予定としております。

こののり面は水平距離で30m以上幅がございまして、また開発基準の中で、今後立地する工場等は、開発区域の境界から10m以上離されるということで、建築されるということでございまして、工場と学校敷地は40m以上離れることになります。

そういった中で、支援学校への影響は軽減されるものと考えております。

また、湖西市が本案件、今回の案件につきまして特別支援学校の方にも説明にも出向いております。そういった中で理解が得られているというふうに聞いております。以上でございます。

続きまして、議案附図の36ページ、2番目の質問に対しての答えでございます。

大沢地区につきましては、市街化区域に編入後、工業立地が進むとともに、先ほどお話ありました南北を通ります、都市計画道路大倉戸茶屋松線の整備が予定されているような地区でございます。

この周辺の今後の交通ということでございましてけれども、湖西市におきまして、令和3年度以降に、地区の周辺の住民の方と複数回のワークショップを開催して意見交換をしている状況でございます。その中で出た住民の皆様の御意見、あるいはまた公安委員会、道路管理者の関係者等の意見を踏まえて、周辺の住民が利用しやすい道路整備を検討していると湖西市の方からも聞いております。説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○森本会長 よろしいでしょうか

○佐野委員 ありがとうございます。

○森本会長 そのほかいかがでしょうか。

はい。お願いします。阿部委員。

○阿部委員 ちょっと後学のためにここに限らず教えていただきたいんですが、大沢地区で、鉄道用地、新幹線ですが、これが計画変更に含まれてます。これ、新幹線のところは新幹線なので、区分変更になると税金課税対象のこととか、そういうのもあるのかなと思いますので、ちょっと後学のため教えていただきたいなど。含んだ訳と、含まなくてもいいのか、含むべきなのか、よろしく願い

します。附図の36がわかりやすいですね。

○日野原都市計画課長 はい御説明します。附図の36ページを御覧いただければと思います。

今回指定するエリアが赤で囲ったエリアになりますけれども、その南側が先ほど説明しました既に浜名湖西岸地区ということで、土地利用、市街化区域になっているところがございます。

議案の附図の34ページを見ていただいた方がわかりがいいのかもしれませんが、今回都市計画に定めるに当たって、この南側の地区との接続をするということで繋げるというような形で、やるということで、新幹線の区域についても、都市計画に入れております。

○海野都市局長 補足説明しますけど、課税対象になるかということなんですけど、基本的に区域区分は、道路、河川、鉄道用地も含めまして、面的に編入します。区域区分イコール課税対象ではなくて、おそらく都市計画税のことを言われてるかと思うんですけど、都市計画税につきましては固定資産の0.3%、0.2%であるとか、市の条例で税率は決めるんですが、あくまでも固定資産に対する課税が対象になりますので、元々減免対象の、公共用地など減免対象のところは課税はされないこととなります。よろしいでしょうか。

○阿部委員 了解しました。ありがとうございました。

○森本会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは意見も出尽くしたようですので採決に移りたいと思います。

第16号議案及び第17号議案につきまして原案で了承することに異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異存がないということでございますので、第16号、17号議案につきましては原案を了承することといたします。

長丁場ではございましたが本日付議をしました議案の審議は以上で終了でございます。

審議結果につきましては原案通り異存のないということでございますので、こちらの方を知事に答申させていただきます。

では続いて次第の3報告事項に移ります。

報告1に記載された事項について事務局から説明をお願いいたします。

○日野原都市計画課長 それでは浜松湖西豊橋道路につきましては、今後、県が都市計画決定する予定であることから、現状を、この審議会に御報告しております。

本日は、先月開催しました、本道路の都市計画原案の説明会の開催状況について御報告いたします。

黄色の表紙の報告資料の2ページをご覧ください。はじめに、本道路の概要です。本道路は、浜松市の東名高速道路三ヶ日JCTを起点とし、湖西市を經由して愛知県豊橋市の三河港までを結ぶ延長約28kmの高規格道路です。

このうち、浜松市区間は政令市である浜松市が、湖西市区間は静岡県が、愛知県区間は愛知県が都市計画決定するよう、連携しながら手続きを進めています。

3ページを御覧ください。本道路は、三遠地域内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与し、この地域は多くの産業が集積し、農産物の一大生産地であることから、地域の期待は非常に大きいものがあります。

4ページを御覧ください。本道路に係る都市計画及び環境影響評価手続きについてです。

環境影響評価手続きでは、令和6年7月に環境影響評価方法書の公告・縦覧や説明会を開催しました。この状況については、昨年10月開催の審議会において御報告済です。

今回は、下の都市計画決定手続きの都市計画原案説明会になります。

5ページを御覧ください。今回の説明会は、国が詳細なルートを作成したことを受け、都市計画原案を作成し、市主催の説明会を開催したものです。

説明会では、都市計画に定めようとする道路の位置、区域、構造等を地域の方々に提示・説明し、御意見等を伺いました。

浜松市開催分を含めて4回開催し、350人を超える方々に御参加いただきました。

なお、現在、事業者は未定です。

6ページを御覧ください。都市計画原案の概要について説明いたします。

都市計画道路の名称は浜松湖西豊橋道路で、4車線、代表幅員22.0mの自動車専用道路です。湖西市区間の計画延長は約5.9kmです。

また、湖西市内にインターチェンジ1箇所を配置する計画です。ルート及び標準断面図はお示しのとおりです。

7ページを御覧ください。原案の詳細について、都市計画道路の位置、区域を示す上段の「計画図」と、計画図作成の参考にした下段の概略道路計画平面図を提示し、説明を行いました。赤で示している部分が都市計画決定する道路の範囲で、下段の参考図には、盛土、切土等の法面、トンネルなどを示しています。

8ページを御覧ください。最後に、説明会で出された主な意見でございます。意見につきましては記載のとおりでございます。

記載の中で懸案等の意見がございますけれども、地域住民の懸念に対しては、地域と意見交換会を開催するなど柔軟に対応していくと回答しております。今後、湖西市とともに地域の意見を聴き取りながら、地域にとってもより良い計画となるよう、対応してまいります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして皆さんの方から御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので報告事項は以上で終了いたします。

本日予定していた議題はこれで全て終了いたしました。皆様の御協力のおかげで円滑に進行できましたことを改めてお礼申し上げます。

それでは私の司会を事務局にお返しいたします。

○司会 ありがとうございました。

ここで1点報告がございます。本日Webにより出席いただいていた鈴木緑委員でございますが、急用ができたということで、15時に退席をいたしましたので報告いたします。

次回の御会議について御案内いたします。

次回は、来年2月19日木曜日午後1時30分から、今度は県庁別館の会議室にて開催を予定しておりますので、委員の皆様、よろしく申し上げます。

それでは以上をもちまして、第191回静岡県都市計画審議会を閉会いたします。

今日は誠にありがとうございました。

午後4時15分閉会